

日本EU学会入退会について

2015年4月25日 理事会承認

2019年2月18日 理事会修正

1. 入会資格
2. EC/EUを研究し、またはこれに関連する研究に従事するもの(日本EU学会規約第5条)
 - (1)大学等の教育・研究機関に勤務する者
 - (2)大学院前期・後期課程またはそれに準じる課程の在籍者
 - (3)企業・団体等に所属する研究者またはそれに準じる者
 - (4)その他上記(1)～(2)に準じる者入会申請書の入手
3. 入会申請書の入手
日本EU学会のホームページから入会申請書をダウンロードするか、日本EU学会事務局に返信用切手を貼った封筒を同封して申請書を請求のこと。
4. 会員の種類
正会員(学生会員以外の者)と学生会員(上記1の大学院生)
5. 推薦人
日本EU学会理事1名ないし(特別の事情によりそれが不可能な場合には)理事以外の正会員2名の推薦が必要。推薦人が自著し捺印すること。推薦人が見あたらない場合は日本EU学会事務局に相談してください。
6. 入会申請書の提出先
日本EU学会事務局に提出する。
7. 入会の承認
 - (1)毎年4月および11月に開催される日本EU学会理事会にて資格を確認後、承認を決定する。
 - (2)入会承認者に、事務局より「入会承認のお知らせ」を、また会計担当理事より「会費納入方法のお知らせ」を送付する。正式な承認は11月の総会になるが、申請年度の研究大会に参加できる。
8. 会費の納入
入会承認後、速やかに会費を納入する。
9. 会費

一般会員	年間	8,000円
大学院生会員	年間	5,000円
維持会員	年間	1口 50,000円
10. 会費未納者
3年間会費未納の者は原則として退会とみなす。
11. 退会希望者
退会希望者は、日本EU学会事務局もしくは学会支援機構にその旨連絡する。退会の承認は理事会で行い、その結果を通知する。